

## 北播磨総合医療センター院内保育所運営規程

〔平成25年10月1日〕  
〔企業管理規程第37号〕

改正 令和3年10月1日 企業管理規程第4号

### (趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター（以下「医療センター」という。）に設置した保育所（以下「院内保育所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (保育対象者)

第2条 定期的に院内保育所を利用すること（以下「通常保育」という。）ができる保育対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 医療センターに勤務する職員が養育する子であること。
- (2) 生後57日目から小学校就学前の者であること。
- (3) 保護者が育児休業や未就労に該当しないこと。

2 一時的に院内保育所を利用すること（以下「一時保育」という。）ができる保育対象者は、前項第1号及び第2号に該当するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、病院長が特に利用を認めた場合は、この限りでない。

4 病院長は、前各項に規定する保育対象者が、疾病、身体虚弱その他の事由により、院内保育所での保育が困難であると認めるときは、当該事由による必要な期間について、院内保育所の利用を認めないものとする。

### (利用定員)

第3条 院内保育所を同時に利用することができる定員は、30人とする。

2 病院長は、前項に規定する定員を超える利用者が見込まれる場合は、原則、通常保育を優先した上で、必要な調整を行うものとする。

### (休日)

第4条 院内保育所の休日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、病院長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休日を設定することができる。

### (保育の種類及び保育時間)

第5条 院内保育所の保育の種類及び保育時間は、別表のとおりとする。ただし、病院長が必要と認めたときは、これを変更し、又は保育時間を延長する

ことができる。

(利用手続き)

第6条 院内保育所を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、院内保育所利用申請書（様式第1号）を病院長に提出しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による院内保育所利用申請書を受理したときは、審査の上、利用の可否を決定し、院内保育所利用可否決定通知書（様式第2号）により、利用申請者に通知するものとする。

(利用停止)

第7条 院内保育所の利用を停止しようとする者は、利用を停止する日の1月前までに院内保育所利用停止届（様式第3号）を病院長に提出しなければならない。

(保育料等)

第8条 院内保育所を利用する者は、利用した月ごとに、別表に掲げる保育料、給食代及びおやつ代を指定した期日までに納付しなければならない。

(運営の委託)

第9条 病院長は、院内保育所の運営を委託することができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、院内保育所の運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

## 附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日企業管理規程第4号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第5条、第8条関係）

1 保育の種類、保育時間及び保育料

保育の種類		保育時間	保育料	
通常 保 育	昼間保育	午前7時30分から午後7時30分まで	1回につき 1,500円	
	夜間保育 (1週間につき3回を限度として利用することができる。)	夜勤帯保育	午後3時30分から翌日午前10時30分まで	1回につき 3,000円
		準夜帯保育	午後3時30分から翌日の午前2時まで	1回につき 1,500円
		深夜帯保育	午後11時30分から翌日の午前10時まで	1回につき 1,500円
	延長保育	昼間保育の場合	午後7時30分から9時30分まで	1時間につき 200円
		夜勤帯・深夜帯保育の場合	それぞれの保育の終了時間から4時間まで	
準夜帯保育の場合		保育の終了時間から8時間まで		
時間保育		午前7時30分から午後7時30分までの間での時間単位の利用（利用時間は、6時間以内とする。）	1時間につき 150円	
一時 保 育	時間保育	午前7時30分から午後7時30分までの間での時間単位の利用（利用時間は、6時間以内とする。）	1時間につき 150円	

備考

- 1 延長保育及び時間保育の利用時間について、1時間未満の端数がある場合は、これを1時間として保育料を算定する。
- 2 時間保育を利用し、かつ、延長保育を利用した場合で、それぞれに1時間未満の利用時間がある場合は、延長保育を1時間利用したものとして保育料金を算定する。
- 3 同一の養育者が2人以上の子を入所させている場合は、2人目以降の保育料は半額とする。ただし、延長保育及び時間保育に係る保育料は、この限りでない。

2 給食代及びおやつ代

種 類		保 育 料
給食代	朝食	1回につき200円
	昼食	1回につき300円
	夕食	
おやつ代		1回につき50円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

院内保育所利用申請書(通常保育・一時保育)

北播磨総合医療センター病院長 様

保護者所属 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり院内保育所を利用したいので、北播磨総合医療センター院内保育所運営規程第6条第1項の規定により申請します。

記

保育対象者	ふりがな 氏名		性別	男・女	
	生年月日 年 月 日生		続柄		
	ふりがな 氏名		性別	男・女	
	生年月日 年 月 日生		続柄		
利用頻度	週 回	(乳児の場合) 授乳等の状況			
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
住所					
被保育者を除く 家族状況	氏名	続柄	年齢	勤務先または 学校名等	連絡先 電話番号
利用する理由、その他参考事項					

※添付書類 住民票(ただし、扶養手当の受給者は添付不要)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

院内保育所利用可否決定通知書 (通常保育・一時保育)

様

北播磨総合医療センター

病院長

年 月 日付けで申請のあった院内保育所の利用について、北播磨総合医療センター院内保育所運営規程第 6 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

利 用 の 可 否	1 利用を認めます	
	2 利用を認めません (理由)	
保 育 対 象 者	ふりがな氏名	
	生年月日	年 月 日
	ふりがな氏名	
	生年月日	年 月 日
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
保 育 料 等	北播磨総合医療センター院内保育所運営規程 第 8 条に規定するとおり	
備 考		

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

院内保育所利用停止届(通常保育・一時保育)

北播磨総合医療センター病院長 様

保護者所属 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり院内保育所の利用を停止したいので、北播磨総合医療センター院内保育所運営規程第7条の規定により届け出ます。

記

保 育 対 象 者	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 年 月 日		年 月 日
備 考		